

池田市受動喫煙防止重点区域に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定に基づき、市民等が多く通行し、又は利用するため特に受動喫煙を防止する必要があると認める道路等を受動喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）として定め、望まない受動喫煙の防止を図ることにより、市民等の健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者その他市内の道路等を通行し、又は利用する者をいう。
- (2) 道路等 道路その他の屋外の公共の場所（喫煙をすることができる場所としてその管理について管理の権限を有する者が指定した場所を除く。）をいう。
- (3) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。第5号及び第6号において同じ。）を発生させることをいう。
- (4) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (5) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (6) 路上喫煙 道路等において喫煙（自動車の車内で行い、その発生した煙が車外に流出しない喫煙を除く。）をすることをいう。

(重点区域)

第3条 重点区域は、別図に定める区域とする。

- 2 市長は、標識の設置その他の方法により重点区域を表示するとともに、広報その他の方法により重点区域を市民等に周知するものとする。
- 3 市長は、重点区域において、受動喫煙の防止に関する啓発活動等を実施するものとする。
- 4 市長は、重点区域で路上喫煙をしている者に対し、当該路上喫煙を中止するよう協力を求めるものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から実施する。